

報告 令和3年度税政改正（案）について

【内容】

令和3年度税制改正（案）

別紙2のとおり

令和3年度地方税制改正(案)について

総務省

令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 固定資産税等

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置〔別添1参照〕

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

※ 都市計画税も同様。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

2 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し〔別添2参照〕

- 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。

◎ 環境性能割の臨時的軽減の延長

- 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

◎ グリーン化特例(軽課)の見直し〔別添2参照〕

- グリーン化特例(軽課)は、重点化等を行った上で2年間延長する。

3 個人住民税

◎ 住宅ローン控除

- 今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

4 納税環境整備

◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

◎ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

◎ その他

- 軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期（令和5年1月予定）にオンライン化を実現
- 地方税関係書類について、原則、押印を不要とする見直し
- 国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備

5 主な税負担軽減措置

- 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税）
※国有資産等所在市町村交付金についても交付対象から除外
- 市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置について、対象駅を拡充した上、2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）

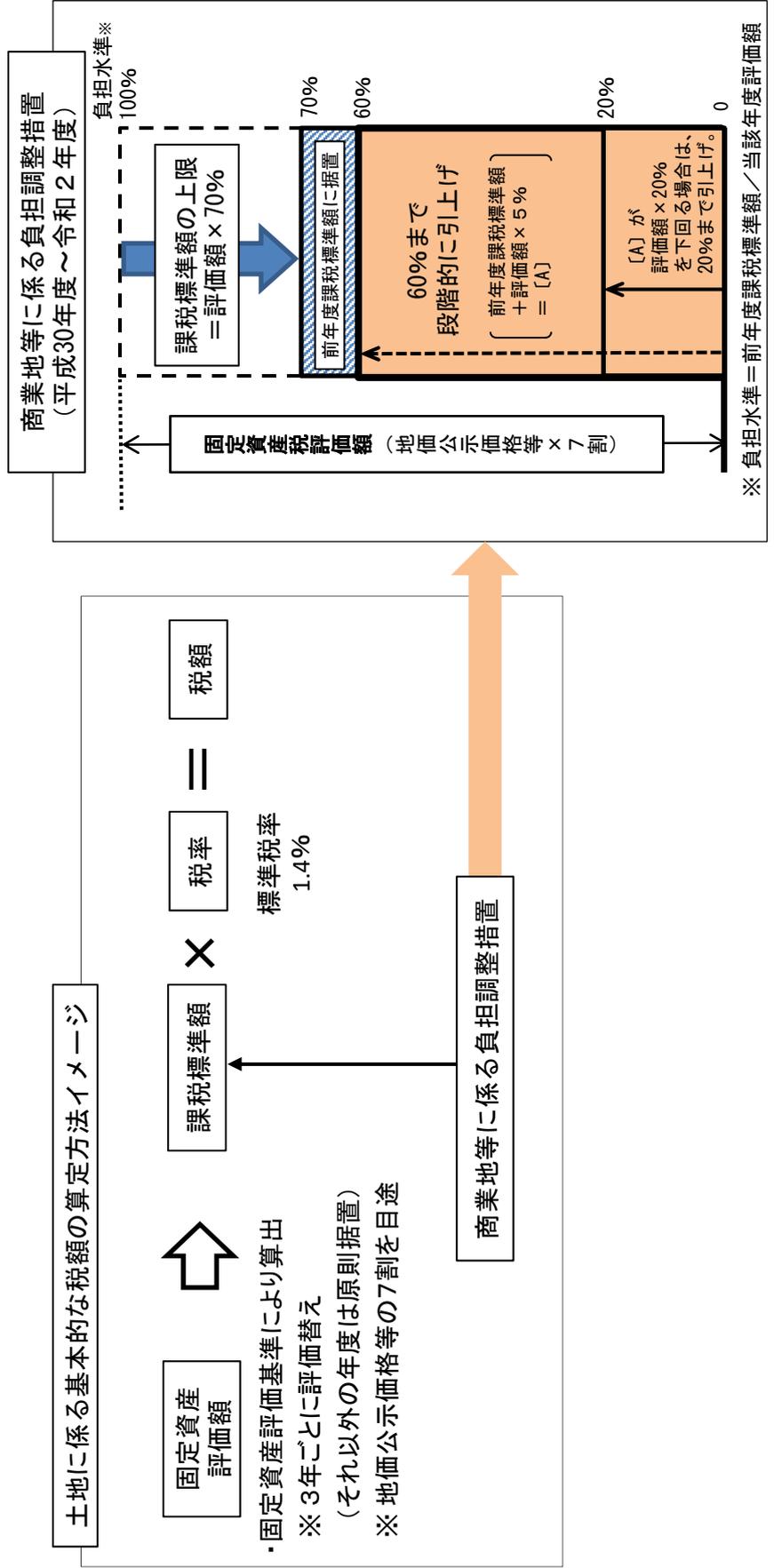
6 航空機燃料譲与税

- 令和3年度に限り、航空機燃料税の税率が引き下げられることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる等所要の措置を講ずる。

	現行	改正案
航空機燃料税率	18,000 円/kl	9,000 円/kl
譲与割合	9分の2	9分の4
地方分	4,000 円/kl	4,000 円/kl

固定資産税の令和3年度評価替えへの対応

- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映（次回は、令和3年度が評価替え年度）。
- 宅地については、令和2年1月1日の地価公示価格等の7割を目途として評価。ただし、令和2年7月1日までの半年間の変動率を評価額に反映させるための措置（下落修正措置）がある。
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、令和3年度税制改正で令和3年度以降の負担調整措置等のあり方を検討。



地価の動向①（令和2年1月1日調査時点）

令和2年地価公示結果（令和2年3月発表・国土交通省）

（単位：％）

	住宅地				商業地				全用途						
	28公示	29公示	30公示	31公示	28公示	29公示	30公示	31公示	28公示	29公示	30公示	31公示	R2公示		
			R2公示				R2公示				R2公示				
全 国	▲ 0.2	0.0	0.3	0.6	0.8	0.9	1.4	1.9	2.8	3.1	0.1	0.4	0.7	1.2	1.4
三大都市圏	0.5	0.5	0.7	1.0	1.1	2.9	3.3	3.9	5.1	5.4	1.1	1.1	1.5	2.0	2.1
東京圏	0.6	0.7	1.0	1.3	1.4	2.7	3.1	3.7	4.7	5.2	1.1	1.3	1.7	2.2	2.3
大阪圏	0.1	0.0	0.1	0.3	0.4	3.3	4.1	4.7	6.4	6.9	0.8	0.9	1.1	1.6	1.8
名古屋圏	0.8	0.6	0.8	1.2	1.1	2.7	2.5	3.3	4.7	4.1	1.3	1.1	1.4	2.1	1.9
地方圏	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.1	0.2	0.5	▲ 0.5	▲ 0.1	0.5	1.0	1.5	▲ 0.7	▲ 0.3	0.0	0.4	0.8
地方四市	2.3	2.8	3.3	4.4	5.9	5.7	6.9	7.9	9.4	11.3	3.2	3.9	4.6	5.9	7.4
そ の 他	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.2	0.0	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 0.4	0.0	0.3	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.2	0.1

※「地方四市」とは、札幌市、仙台市、広島市、福岡市の4市をいう。

<全国の地価動向>

- 全国平均では、全用途平均は5年連続、住宅地は3年連続、商業地は5年連続で上昇し、いずれも上昇基調を強めている。
- 三大都市圏をみると、全用途平均・住宅地・商業地いずれも各圏域で上昇が継続している。
- 地方圏をみると、住宅地は2年連続、商業地は3年連続で上昇し、上昇基調を強めている。地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では上昇基調を更に強めている。地方四市を除くその他の地域でも全用途平均・商業地が平成4年以來28年ぶりに上昇、住宅地は平成8年から続いた下落から横ばいとなった。

地価の動向②（令和2年7月1日調査時点）

令和2年都道府県地価調査結果（令和2年9月発表・国土交通省）

（単位：％）

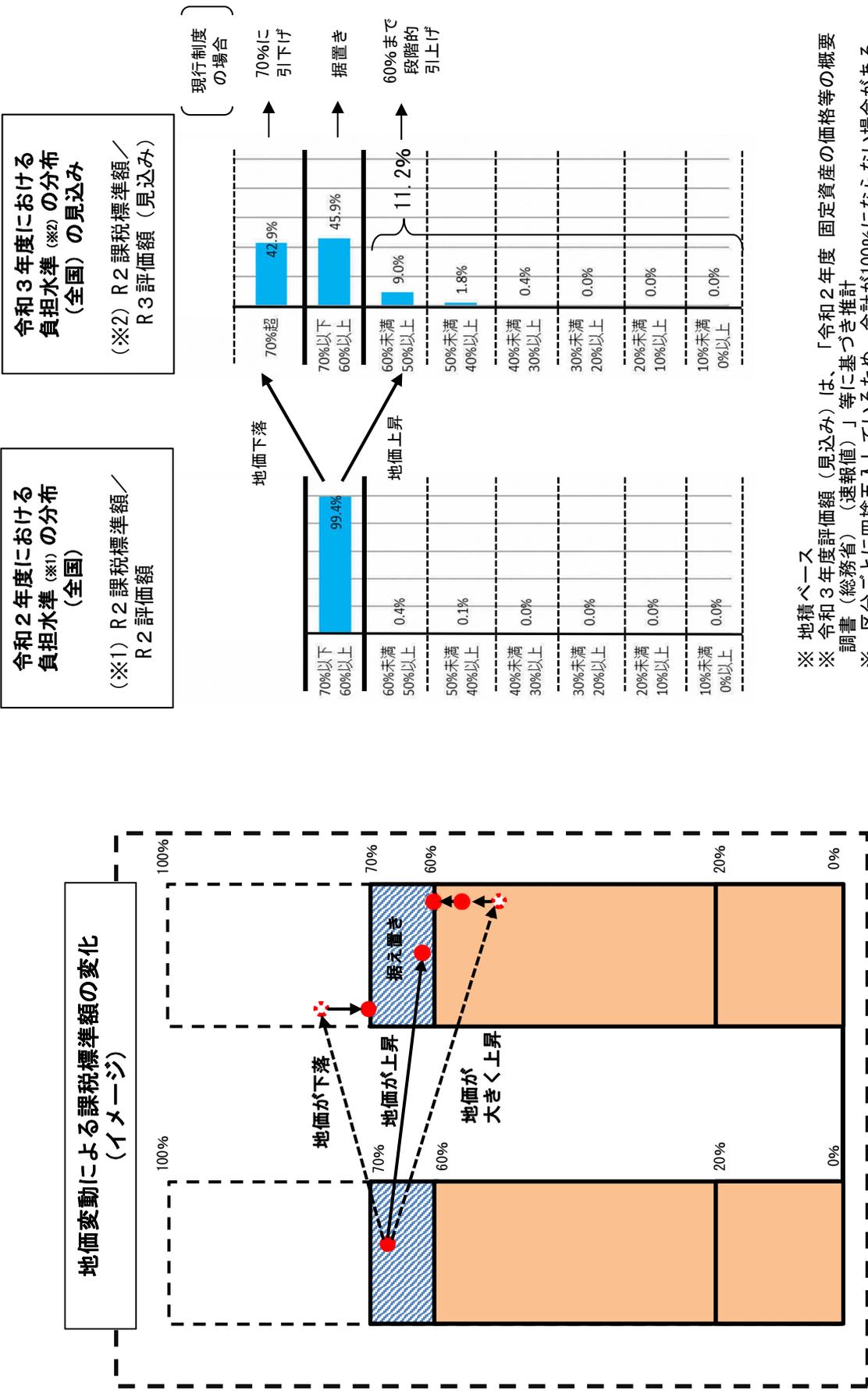
	住宅地			商業地			全用途								
	28調査	29調査	30調査	R2調査	R元調査	R2調査	28調査	29調査	30調査	R元調査	R2調査				
全 国	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.7	0.0	0.5	1.1	1.7	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.1	0.4	▲ 0.6
三大都市圏	0.4	0.4	0.7	0.9	▲ 0.3	2.9	3.5	4.2	5.2	0.7	1.0	1.2	1.7	2.1	0.0
東 京 圏	0.5	0.6	1.0	1.1	▲ 0.2	2.7	3.3	4.0	4.9	1.0	1.1	1.3	1.8	2.2	0.1
大 阪 圏	0.0	0.0	0.1	0.3	▲ 0.4	3.7	4.5	5.4	6.8	1.2	0.8	1.1	1.4	1.9	0.0
名古屋圏	0.5	0.6	0.8	1.0	▲ 0.7	2.5	2.6	3.3	3.8	▲ 1.1	1.1	1.2	1.5	1.9	▲ 0.8
地 方 圏	▲ 1.2	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 0.1	0.3	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.8
地方四市	2.5	2.8	3.9	4.9	3.6	6.7	7.9	9.2	10.3	6.1	4.0	4.6	5.8	6.8	4.5
そ の 他	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 0.2	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 1.0

※「地方四市」とは、札幌市、仙台市、広島市、福岡市の4市をいう。

＜全国の地価動向＞

- 全国平均では、全用途平均は平成29年以来3年ぶりに下落に転じた。用途別では、住宅地は下落幅が拡大し、商業地は平成27年以来5年ぶりに下落に転じた。
- 三大都市圏をみると、住宅地は東京圏、大阪圏が平成25年以来7年ぶりに、名古屋圏は平成24年以来8年ぶりに下落に転じた。商業地は東京圏、大阪圏で上昇を継続したが上昇幅が縮小し、名古屋圏は平成24年以来8年ぶりに下落に転じた。
- 地方圏をみると、全用途平均・住宅地は下落幅が拡大し、商業地は昨年の上昇から下落に転じた。全用途平均・住宅地・商業地のいずれも、地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では上昇を継続したが上昇幅が縮小し、地方四市を除くその他の地域では下落幅が拡大した。

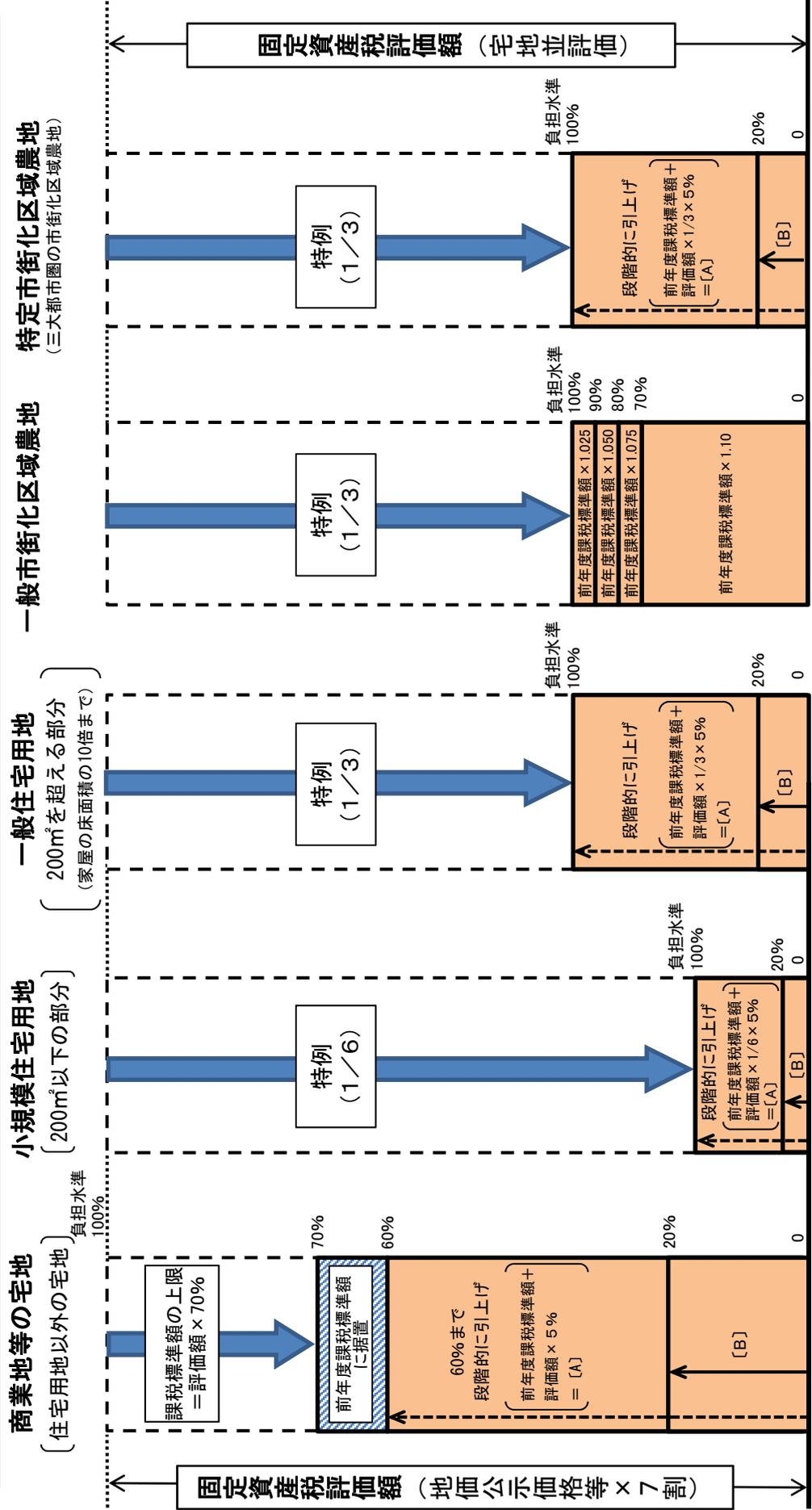
令和3年度評価替えに伴う商業地等における負担水準の分布の変化（試算）



※ 地積ベース
 ※ 令和3年度評価額（見込み）は、「令和2年度 固定資産の価格等の概要調査（総務省）（速報値）」等に基づき推計
 ※ 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）（案）

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。



※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様
 ※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準＝前年度課税標準額/当該年度評価額（×住宅用地特例率））
 ※ [A]が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（＝[B]）

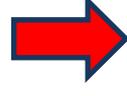
固定資産税に係る令和3年度における特別な措置(案)(イメージ)

税額の動き

<令和2年度>

<令和3年度>

地価上昇により
税額が増加する場合



令和3年度に限り、
令和2年度と同額とする。

地価下落により
税額が減少する場合

※ 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地について適用。

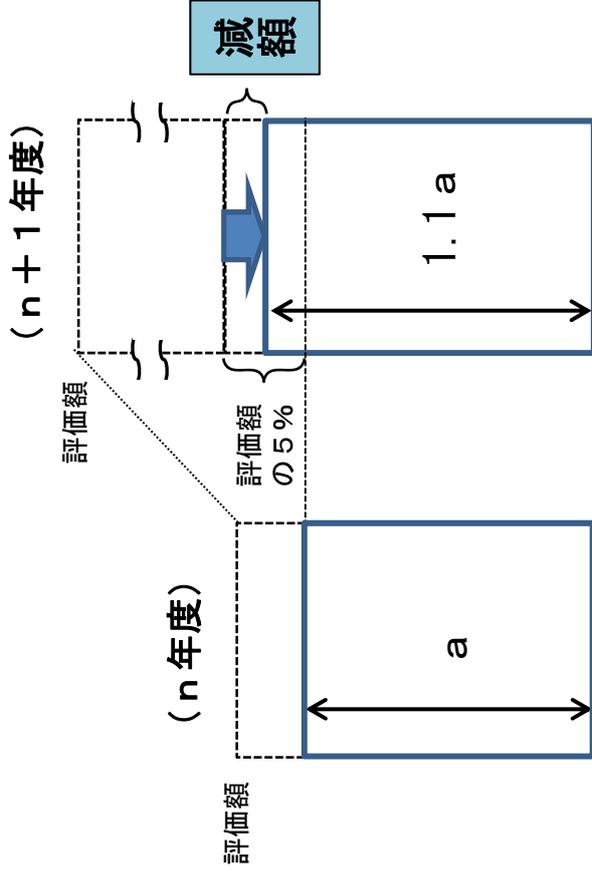
条例減額制度について（案）

- 「税負担急増土地に係る条例減額制度」及び「商業地等に係る条例減額制度」の適用期限を3年延長する。

【税負担急増土地に係る条例減額制度】

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額（注1）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

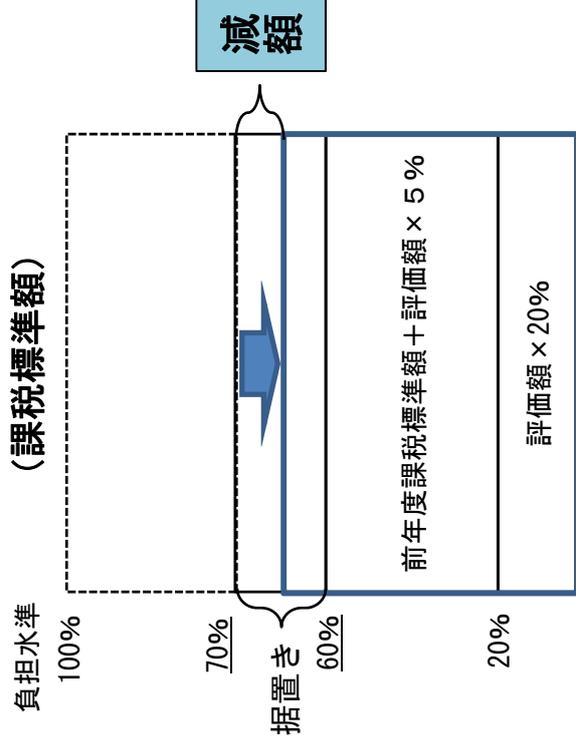
（注1）前年度課税標準 $\times 1.1$ 以上で条例で定める率 \times 税率



【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額（注2）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

（注2）評価額 $\times 60 \sim 70\%$ の範囲で条例で定める率 \times 税率



※ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。

令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

〔 令和2年12月10日 党
自 由 民 主 党
公 明 党 〕

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕（令和元、2年度）

		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税	
ハイブリッド車・ LPG車・ ガソリン車	2020年度基準 +20%達成			1%
	2020年度基準 +10%達成			
	2020年度基準 達成	2%	1%	
上記以外		3%	2%	

〔改正案〕（令和3、4年度）

		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	
クリーンディーゼル車・ LPG車・ ハイブリッド車・ ガソリン車	2030年度基準 85%達成			1%
	2030年度基準 75%達成			
	2030年度基準 60%達成	2%	1%	
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%	



注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

（参考）環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成		25% 軽減

〔改正案〕

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減



グリーン化特例（軽課）の対象外とすること
について令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。